

社会福祉法人 指導監査結果

令和8年8月12日時点(「法人名」は指導監査実施日現在)

法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況
社会福祉法人 大埔福祉協会	R7.9.25	1.経理規程第70条に則した見積徴収が行われておらず、また合理的理由が明確でない一者随意契約があり、経理規程が遵守されていないことが認められた。経理規程に準じた事務処理を行うこと。 (「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成29年3月29日付け雇児総発0329号第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長通知)	R7.12.9 改善措置報告書提出あり 是正完了
社会福祉法人 コージー南国	R7.12.9	1.評議員会の開催にあたり、招集通知に記載しなければならない事項について理事会の決議を経ていないことが認められた。理事会の決議を経た上で発出期限までに通知すること。(法第45条の9、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項) 2.評議員会の決議を要する事項において、特別の利害関係を有する評議員の存否を確認していなかった。決議の前に、特別の利害関係を有する評議員の存否を確認すること。(法第45条の9第8項) 3.理事会の決議を要する事項において、特別の利害関係を有する理事の存否を確認していなかった。決議の前に、特別の利害関係を有する理事の存否を確認すること。(法第45条の14第5項) 4.定款において「理事長及び専務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」と定めているにも関わらず、令和6年度の職務執行状況の報告においては、令和6年10月8日と令和6年12月11日の2回のみで、4月を超えない間隔となっていたことが認められた。定款に準じた報告を行うこと。(法第45条の16第3項) 5.随意契約の取り扱いについて、国の通知に基づいた見積の徴収が実施されていないことが認められた。随意契約等の見積について、国の通知に則した手続きを経理規程に定め、遵守すること。(国通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成29年3月29日付け雇児総発0329号第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長通知) 6.当該法人が定める経理規程第25条第2項において、「金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行わなければならない。」とされているが、事前に承認を得ず支払いを行っていた。今後は、経理規程に則り事務を行うこと。(経理規程第25条第2項)	R8.1.23 改善措置報告書提出あり(一部) R8.7.29 改善措置報告書提出あり 是正完了

法 人 名	指導監査 実施日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況
社会福祉法人 嶺南福祉事業会	R8.3.5	指摘事項なし	